



健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条第一項の規定に基づき、次のように特定承認保険医療機関の承認をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成元年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	承 認 年 月 日
鳥取大学医学部 附属病院	米子市西町三六一	平成元年十一月一日

鳥取県告示第千百十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
中井医院	米子市旗ヶ崎七丁目二〇―一二	平成元年十月十六日
よろず医院	鳥取市美萩野一丁目一八―四	平成元年十月一日
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七	"
上山整形外科医院	鳥取市湖山町東二丁目一〇三	"
タムラ医院	鳥取市瓦町一六一	"
庄司医院分院	鳥取市湖山町北一丁目五四七	"
和順堂内科医院	気高郡青谷町大字青谷四四六一―五	"
岡齒科医院	日野郡日野町根雨四四八	"
辻齒科医院	米子市車尾二二四四―三	"
あさくら齒科医院	米子市西福原六九四―五	"
灘尾齒科医院	米子市角盤町一丁目四二―二	"
木村齒科医院	境港市小篠津町八六九―三	"
医療法人社団足立守齒科	境港市明治町八	平成元年十月二日
医療法人社団圓道齒科医院	米子市東町二四一	"
木山齒科医院	米子市富士見町二丁目三一	"

谷尾齒科医院	八頭郡家町大字郡家五九〇 一八	平成元年十月二十日
医療法人福庭医院	境港市相生町一一四	平成元年十月二日
医療法人福島医院	境港市中町九三	"
医療法人倉元内科医院	境港市外江町一七三三一	"
船木齒科医院	東伯郡東伯町大字徳万七三四 一一	平成元年十月九日
医療法人社団本田医院	米子市八幡七〇三	平成元年十月一日

鳥取県告示第千百十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山本 優子	鳥国薬第七一三号	平成元年十月二日
大谷 俊彦	鳥国薬第七一四号	平成元年十月十二日

鳥取県告示第千百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大谷溜池土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の名及び住所

監事 谷野 信 隆 西伯郡大山町平田九八

深田 照 夫 " 妻木四七三

昭和六十三年五月三十日就任 任期四年

就任した役員の名及び住所

理事 亀山 登 西伯郡大山町野田二五八

岡田 芳 信 " 中高三七七

金田 恵 実 " 長田一四五

田中 潤 一 " 莊田六六七

綾木 茂 一 " 六七〇

深田 光 章 " 妻木六八一

富田 貢 " 四八二

長谷川 昇 " 保田一〇

谷野 宗 悦 " 平田一三四

種田 紀 秋 " 安原一四四

堀尾糸一 一五〇  
 本 田 皖 己 ” 富岡四  
 ” 大 谷 五 郎 ” 淀江町大字今津三七四  
 ” 宮 本 義 彦 ” 二七五  
 ” 足 立 勇 一 ” 大字淀江九八三  
 ” 吹 野 明 ” 九一四  
 昭和六十二年五月二十二日就任 任期四年

鳥取県告示第千百十九号

智頭町が行う土地改良事業（非補助事業岩神地区区画整理）の認可申請  
 については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四  
 年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条  
 第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月二十七日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期  
 間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項に  
 おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良  
 事業（土地改良総合整備事業（一般）桜谷地区農道整備と農業用排水を  
 一体としたもの）を平成元年十一月十七日認可したので、同法第九十六条  
 の二第七項の規定により告示する。

平成元年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百二十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十  
 六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兔字白浜六九三の三（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

二(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字身干山八八九の一(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二百二十二号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年十一月二十日	指定年月日	四九五	指定番号	東伯郡大栄町 大字由良宿五 五二一四	住所	株式会社鳥取 銀行大栄支店	名称	東伯郡大栄町大字由 良宿五五二一四 株式会社鳥取銀行大 栄支店	売りさばき場所
------------	-------	-----	------	--------------------------	----	------------------	----	--	---------